

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和47年11月15日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を、昭和47年6月から同年8月までの期間については8万円、同年9月及び同年10月については11万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月27日から同年11月15日まで

私は、A事業所で、同社が倒産する昭和47年11月までの期間において勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できないため、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述などから判断すると、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は当初、昭和47年9月に標準報酬月額(11万8,000円)の改定が行われ、同年11月15日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している旨記録されていたところ、さかのぼって資格喪失日が同年6月27日に訂正されているとともに、標準報酬月額の改定が取り消されていることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、当初記録されていた厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、さかのぼって昭和47年6月27日に訂正されている者が多数確認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿において、申立人と同様に、当初記録されていた厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、さかのぼって昭和47年6月27日に訂正されていることが確認でき、申立人と同職種とする同僚が保管する同年6月分及び同年8月から同年11月までの期間に係る給与明

細書において、当該同僚は給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、及び複数の同僚の供述から判断すると、当該同僚及び申立人を含む複数の者について、さかのぼって訂正が行われた厚生年金保険被保険者資格の喪失日である同年6月27日以降の期間においても、継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間以後の昭和49年6月に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、経理等事務を担当していたとする者は、「私が勤務を開始した時期に、初めて社会保険事務所（当時）を厚生年金保険料の納付のため訪れた際、同事務所の担当者から、A事業所は約1年から2年間分の社会保険料について滞納している旨説明を受けた記憶がある。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、昭和47年6月27日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は47年11月15日であったものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当初記載されていた記録から、昭和47年6月から同年8月までの期間については8万円、同年9月及び同年10月については11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格の喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月30日から同年11月1日まで

A事業所を退職した平成5年10月については、同年10月29日までの期間において平常どおり勤務し、同年10月30日及び同年10月31日は休日であった。同年10月の給与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所における平成5年10月分の給与支給明細書及び申立事業所の回答から判断すると、申立人は、同年10月31日までの期間において申立事業所に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成5年10月分の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が社会保険事務所(当時)に対して、平成5年10月30日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け出ていることが確認でき

るとともに、雇用保険の被保険者記録において、申立人のA事業所に係る離職日が同年10月29日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って符合する資格喪失日又は離職日を記録したとは考え難いことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成9年10月から10年4月までの期間について、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記期間における申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年5月まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、給与から控除されている保険料額に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。当時の給与支払明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を実際に控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあったA事業所における平成10年1月から同年5月までの期間に係る給与支払明細書において、申立期間のうち同年1月から同年4月までの期間については、18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成9年10月から同年12月までの期間に係る給与支払明細書は無いが、同年7月、10年1月及び同年2月の給与支払明細書から判断すると、18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあったA事業所における平成9年7月及び10年1月から同年4月までの期間に係る給与支払明細書から判断すると、申立期間のうち9年10月から10年4月までの期間について18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成10年5月については、申立人から提出のあったA事業所における同年5月の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額より高いことが確認できるものの、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できることから、上記特例法に基づく記録の訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年7月1日まで
昭和37年10月から38年6月末までの期間において、A事業所で勤務した。

昭和38年に結婚し名字を変更しているため、旧姓も含めて調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の複数の同僚の氏名を記憶しており、当該同僚の中に申立人を記憶している者がいることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、「当時の人事記録等の関連資料は保管しておらず、当時のことを知る者も在職していないことから、申立人が当社に在籍し、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和37年4月1日から39年2月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が確認できた被保険者9人に照会したところ、6人から回答が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿及び被保険者原票によれば、昭和37年4月1日から39年2月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名（旧姓を含む。）は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月26日から同年3月13日まで
② 昭和36年2月2日から同年5月26日まで

昭和35年1月に、A氏が所有するB丸に乗り組み、漁業に従事した。船員手帳の雇入日は昭和35年1月26日となっているのに、船員保険の被保険者記録では同年3月13日が船員保険被保険者資格の取得日となっている。

また、昭和36年2月2日から同年5月26日までの期間についても、A氏が所有するB丸に乗り組み、漁業に従事したにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が無い。

調査の上、両申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記載内容から、申立人が両申立期間において、A氏の所有するB丸に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、適用船舶所有者名簿において、申立事業所は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、事業主(船舶所有者)であるA氏も死亡していることから、申立内容について確認することができない上、事業主の妻は、「所有していた船舶に係る雇入れ、賃金関係及び船員保険の加入に関する資料は保管しておらず、当時の事情は何も分からない。」と回答しており、申立人の両申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立人が記憶する同僚及びB丸に係る船員保険被保険者名簿において船員保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、両申立期間に

において、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、B丸に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、両申立期間を含む昭和34年10月25日から36年6月20日までの期間に係る船員保険の被保険者記録において、申立人の氏名が確認できるのは、35年3月13日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年12月6日に同資格を喪失している記録のみであり、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認でき、このほかに申立人の氏名等は無く、船員保険番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、船員手帳に両申立期間の雇入れに係る記録が確認できることから、両申立期間に係る船員保険の被保険者記録について認めてほしい旨主張しているものの、国土交通省海事局は、「平成17年1月4日以降は、船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の加入についても確認しているが、両申立期間当時は、船員保険の加入は公認手続の必須条件ではなく、同保険の加入状況は確認していなかった。」と回答していることから判断すると、船員手帳の雇入れの記録をもって船員保険の加入を推認することはできない。

このほか、申立人が、両申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月26日から同年3月13日まで
昭和35年1月に、A氏が所有するB丸に乗り組み、漁業に従事した。船員手帳の雇入日は昭和35年1月26日となっているのに、船員保険の被保険者記録では同年3月13日が船員保険被保険者資格の取得日となっている。
調査の上、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記載内容から、申立人が申立期間において、A氏の所有するB丸に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、適用船舶所有者名簿において、申立事業所は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、事業主(船舶所有者)であるA氏も死亡していることから、申立内容について確認することができない上、事業主の妻は、「所有していた船舶に係る雇入れ、賃金関係及び船員保険の加入に関する資料は保管しておらず、当時の事情は何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除を確認できる関連資料等は得られない。

また、B丸に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、B丸に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和34年10月25日から36年6月20日までの期間に係る船員保険の被保険者記録において、申立人の氏名が確認できるのは、35年3月13日に船

員保険被保険者の資格を取得し、36年5月26日に同資格を喪失している記録のみであり、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認でき、このほかに申立人の氏名等はなく、船員保険番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、船員手帳に申立期間の雇入れに係る記録が確認できることから、申立期間に係る船員保険の被保険者記録について認めてほしい旨主張しているものの、国土交通省海事局は、「平成17年1月4日以降は、船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の加入についても確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入は公認手続の必須条件ではなく、同保険の加入状況は確認していなかった。」と回答していることから判断すると、船員手帳の雇入れの記録をもって船員保険の加入を推認することはできない。

このほか、申立人が、申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。